

平成20年度指定管理第三者評価

《施設名》

河内長野市立市民公益活動支援センター

《指定管理者名》

特定非営利活動法人かわちながの市民公益活動推進委員会

《指定期間》

平成19年11月29日から平成23年3月31日まで

《所管課》

総務部 市民協働室

《第三評価者》

河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会

《評価対象期間》

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

【総合評価】

今回は、特定非営利活動法人かわちながの市民公益活動推進委員会が市民公益活動支援センターの指定管理者として管理運営業務を開始して以降、初めて1年を通しての評価を行うものであるが、平成20年度については概ね当初の計画どおり業務が実施されていることから、受託者と委託者で評価の分れる項目で、行政側が今後も努力が必要とした点について、今後、特にどのような取り組みができるかを中心に議論し、評価することとなった。

まず、利用者の苦情に対応できる取り組みについては、第三者窓口の考え方に関して行政側と更なる意思疎通を図るとともに、利用者懇談会を開催し、直接利用者の意見を聞き、苦情のあった点については改善に向けたプロセスを明確にするなど対応されたい。

次に、相談・助言事業を効果的に達成できる計画については、専門分野の相談業務の必要性・ニーズなどを十分把握の上検討していただきたい。

立ち上げ支援事業を効果的に達成できる計画については、社会福祉協議会と個人ボランティアの情報を交換・共有することが可能かどうか模索するとともに、地域の活動情報をるーぷらざで収集し、地域活動を希望される方々に繋いでいただきたい。

職員の業務能力の向上を目指した研修計画については、協働事業をコーディネートしていくために行政の業務内容をよく理解しておく必要から、今後も積極的に出前講座等を活用していただきたい。

災害時、地域住民全体の安全を確保できる取り組みについては、るーぷらざ

が保有している市民公益活動団体の情報を効果的に活用し、いざというときに要援護者の方々へのネットワークづくりをどのようにしていくか検討するなど、行政と連携しながら災害時の地域住民全体の安全確保に対する取り組みを進めていただきたい。

最後に、今後の課題として、評価の方法や評価項目などについて様々な提言がなされていることから、改善に向けて十分議論するとともに、当センターが社会福祉協議会など他の中間支援組織とも連携しながら、地域型組織、テーマ型組織、更には市民と行政とを繋ぐパイプ役として、その機能を発揮されるよう強く望むものである。